平成２４年　８月　７日

郡 市 区 等 医 師 会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について

標記の件につきまして、このたび別添の通り、日本医師会から通知がありました。

同通知は、定期予防接種における不活化ポリオワクチンの導入にともない、予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、併せて「定期の予防接種の実施について」の別紙「定期(一類疾病)の予防接種実施要領」の一部も改正され、本年9月1日から適用されることの連絡であります。改正の概要は下記を参照下さい。

また、現在、ジフテリア、百日せき、破傷風及び不活化ポリオ混合ワクチン(DPT-IPV)の開発が進められており、同ワクチン導入後は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風ワクチンの接種を受けていない者を対象として使用予定であることも示されています。

本件につきまして、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関に周知賜わりますようお願い申し上げます。

記

改正の概要

ポリオの定期の予防接種

・初回接種は、不活化ポリオワクチンを 20日以上の間隔をおいて、3回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5 ミリリットルとした。

・追加接種は、不活化ポリオワクチンを初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて、1回皮下に注射するものとし、接種量は 0.5 ミリリットルとした。ただし、4回接種の有効性及び安全性が添付文書に記載されるまでの間は、追加接種は行わないこととした。

・この省令の施行前に 1回生ポリオワクチンの経口投与を受けた場合は、この省令の施行後は、不活化ポリオワクチンの皮下注射を1回受けたものとみなすこととした。

【担　当】
大阪府医師会 地域医療１課
辻井　竹中
TEL:06-6763-7012
FAX:06-6766-2875